

騒音・振動規制のしおり

長崎市環境部環境政策課

〒850-8685 長崎市魚の町4-1

電話 095-829-1156

FAX 095-829-1218

目次

| | |
|---|--------|
| (I) 騒音規制について | - 1 - |
| 1 騒音の規制地域について | - 1 - |
| 2 騒音の規制対象について | - 1 - |
| 3 騒音の規制基準について | - 1 - |
| (1) 規制基準 | - 1 - |
| (2) 特定建設作業の規制基準 | - 2 - |
| 4 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく騒音の規制について | - 3 - |
| 5 特定施設・指定施設・特定建設作業の届出義務について | - 4 - |
| (1) 特定施設（騒音規制法） | - 4 - |
| (2) 指定施設（長崎県未来につながる環境を守り育てる条例） | - 5 - |
| (3) 特定建設作業（騒音規制法） | - 6 - |
| 別表 1 | - 7 - |
| 別表 2 | - 8 - |
| 別表 3 | - 8 - |
| 6 行政処分と罰則について | - 9 - |
| (1) 騒音規制法 | - 9 - |
| (2) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例 | - 10 - |
| 7 自動車騒音の要請限度 | - 11 - |
| 8 騒音に係る環境基準 | - 12 - |
| 9 主な騒音対策について | - 13 - |
| 10 よく使用する騒音レベルの計算式 | - 14 - |
| 11 低周波音について | - 15 - |
| (II) 振動規制について | - 16 - |
| 1 振動の規制地域について | - 16 - |
| 2 振動の規制対象について | - 16 - |
| 3 振動の規制基準について | - 16 - |
| 4 特定施設・特定建設作業の届出義務について | - 18 - |
| (1) 特定施設（振動規制法） | - 18 - |
| 5 行政処分と罰則について | - 20 - |
| 別表 1 | - 21 - |
| 別表 2 | - 21 - |
| 6 道路交通振動の要請限度 | - 22 - |
| (III) 公害防止管理者制度について | - 23 - |

(I) 騒音規制について

1 騒音の規制地域について

工場や事業場の騒音から住民の生活環境を守るために、長崎市長は騒音規制法に基づき騒音について規制する地域(規制地域)を指定しています。旧長崎市及び香焼地区の場合は都市計画法に基づく用途地域に当てはめているため、市街化区域すべてが規制地域になっています。また、琴海、外海、伊王島、高島、三和及び野母崎の合併 6 地区については、別途設定しています。

規制地域

| | |
|---------|---|
| 第 1 種区域 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域 |
| 第 2 種区域 | 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 |
| 第 3 種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域 |
| 第 4 種区域 | 工業地域、工業専用地域 |

規制地域は下記 URL から参照できます。

旧長崎市：<http://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/650000/651000/p006992.html>

合併7町 http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/170000/174000/p003964_d/fil/souon_tiiki.pdf

2 騒音の規制対象について

| | 対 象 施 設 | 政令及び条例で定める規制 | 騒音の測定地点 |
|-----|-----------------|--------------------------------|---------------|
| (1) | 特定施設 | 別表1(騒音規制法による規制) | 敷地の境界線 |
| (2) | 特定建設作業 | 別表2(騒音規制法による規制) | |
| (3) | 指定施設 | 別表3(長崎県未来につながる環境を守り育てる条例による規制) | |
| (4) | 特定施設及び指定施設以外のもの | 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例による規制 | 影響を受ける場所(受音点) |

3 騒音の規制基準について

(1) 規制基準

| 時間の区分 区域の区分 | 昼 間 (8:00～20:00) | 朝 夕 (6:00～8:00) (20:00～22:00) | 夜 間 (22:00～6:00) |
|----------------|---------------------|-------------------------------------|---------------------|
| 第 1 種区域 | 50 デシベル(A) | 45 デシベル(A) | 40 デシベル(A) |
| 第 2 種区域 | 60 デシベル(A) | 50 デシベル(A) | 45 デシベル(A) |
| 第 3 種区域 | 65 デシベル(A) | 60 デシベル(A) | 50 デシベル(A) |
| 第 4 種区域 | 70 デシベル(A) | 65 デシベル(A) | 55 デシベル(A) |

(ただし、第 2 種、第 3 種、第 4 種区域内にある学校、保育所、病院・診療所(入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲のおおむね 50m の区域は、それぞれ 5 デシベル(A) 厳しくなります。なお、学校等が発生源であっても同様の扱いとなります。)

- ・騒音の測定方法は日本工業規格 JISZ8731 に定める騒音レベル測定方法です。
- ・騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- ・騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- ・騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の値(LA05)とする。
- ・騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90%レンジの上端の値(LA05)とする。
- ・暗騒音補正(JIS Z8731)

| | | | | | | |
|--------------------|----|---|----|---|---|---|
| 対象の音があるときとないときの指示差 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 補正量 | -2 | | -1 | | | |

(2) 特定建設作業の規制基準

| | | 区域 区分 | くい打機 くい抜機 | びょう 打機 | さく 岩機 | 空気圧縮 機 | コンクリートプラ ント・アスファルト プラント | バック ホウ | トラクタ ーショ ベル | ブルド ーザ |
|---|------------|----------|-------------------------|-----------|----------|-----------|-------------------------------|-----------|-------------------|-----------|
| A | 基準値 | ①② | 85 デシベル(A) | | | | | | | |
| B | 作 業 時 刻 | ① | 午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと | | | | | | | |
| | | ② | 午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと | | | | | | | |
| C | 作 業 時 間 | ① | 1 日 10 時間を超えないこと | | | | | | | |
| | | ② | 1 日 14 時間を超えないこと | | | | | | | |
| D | 作 業 期 間 | ①② | 連続して 6 日を超えないこと | | | | | | | |
| E | 作業日 | ①② | 日曜日その他の休日でないこと | | | | | | | |

備考 ・ ①第 1 号区域: 第 1 種、第 2 種及び第 3 種区域

②第 2 号区域: 第 4 種区域

- ・基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線における値である。
- ・基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず 1 日の作業時間を 4 時間以上の間において短縮させることができる。
- ・バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザは環境大臣が指定する低騒音型を除く*。

※低騒音型建設機械の型式の確認方法

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html)

・ 適応除外作業

適応除外項目

- (イ) 災害・非常事態による作業

| | | | |
|---|---|---|---|
| B | C | D | E |
|---|---|---|---|
- (ロ) 人の生命又は身体に対する危険の防止作業

| | | | |
|---|---|---|---|
| B | C | D | E |
|---|---|---|---|
- (ハ) 鉄道の正常運行の確保に必要な作業

| | |
|---|---|
| B | E |
|---|---|
- (ニ) 道路法に基づく道路占用許可条件が夜間、休日指定の場合 . . .

| | |
|---|---|
| B | E |
|---|---|
- (ホ) 道路交通法に基づく道路使用許可条件が夜間、休日指定の場合 .

| | |
|---|---|
| B | E |
|---|---|
- (ハ) 変電所工事で休日に行う必要がある場合

| |
|---|
| E |
|---|

4 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく騒音の規制について

| | | |
|-----|--|--------------------------------------|
| (1) | 営業宣伝を目的とする拡声放送を行うときは3-(1)に定める規制基準に従うほか、次に掲げる基準に従わなければならない。(コンサート会場(屋外、屋内とも)等、特定の人が使用する場所において構内用として行うものは除く。) | 施行規則 別表第3 騒音の 規制基準 1-(2) |
| ア | 午後7時から翌朝午前9時(日曜及び祝日については午前10時)までは、放送を行ってはならない。 | |
| イ | 地上10メートル以上の高さから放送してはならない。ただし、航空機を用いる放送を除く。 | |
| ウ | 定置放送(停止した移動放送車からの放送を含む)は、1時間について15分以上の休止時間をおこななければならない。 | |
| エ | 移動放送(航空機を用いる放送を除く)を行なうものは、同一地域における1回の連続する放送時間がおおむね10分をこえないようにしなければならない。 | |
| オ | 航空機を用いて放送を行なうときは、同一地域の上空で3回以上旋回を繰り返してはならない。 | |
| カ | 移動放送の音量の基準は、65デシベル(A)であるが、第4種区域は70デシベル(A)である。 | |
| (2) | 特定建設作業以外の建設作業に係る騒音は、午後9時から翌日の午前6時までの間は発生させてはならない(除外規定あり)。 | 別表第3 2-1 |
| (3) | 何人も指定施設以外のものに係る規制基準に適合しない騒音を発生させてはならない。 | 第33条 |
| (4) | 何人も次の行為によってその周辺の静穏をみだしてはならない。 | 第36条 |
| ア | 学校、図書館又は病院の敷地の周囲50メートル以内の区域において、拡声機を使用して放送を行ってはなりません(以下の①～④を除く)。 ①公共のために実施する行事又は広報等に伴う騒音。 ②祭礼、盆踊りその他の地域習慣行事。 ③集団の整理誘導。 ④3-(1)に定める規制基準を遵守して行なわれる拡声放送。 | 第36条第1号 規則第8条 9条 |
| イ | 深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間)は、みだりに他人の睡眠を妨げる騒音を発生させてはならない。 | 第36条第2号 |
| (5) | 飲食店営業その他の規則で定める営業を営む者は、静穏の保持を必要とする区域として規則で定める区域において、その営業所で深夜にあつては、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。 ただし、当該音響機器から発生する音が営業所の外部に漏れない場合は、この限りでない。 | 第37条 |
| ア | 規則で定める営業とは、食品衛生法に規定する飲食店営業及び喫茶店営業のうち客席などを設けて客に飲食させる食堂・料理店・すし屋・旅館・レストラン・スナック・バー・キャバレー・サロン・喫茶店などをいう。 | 規則第11条 第1項第1号、第2号 |
| イ | 使用の制限を受ける区域は、第1種区域と第2種区域。 | 規則第11条 第2項第1号 |
| ウ | 規則で定める音響機器とは、カラオケ装置・音響再生装置・楽器・拡声装置・有線放送受信装置をいう。 | 規則第11条 第3項第1～5号 |

5 特定施設・指定施設・特定建設作業の届出義務について

指定地域内において工場又は事業場に特定施設、指定施設を設置、変更、廃止、承継しようとする者は、下表のとおり市長に届け出なければなりません。

(1) 特定施設（騒音規制法）

| 届出の種類 (根拠条文) | 届出 様式 | 提出 部数 | 届出義務者等 | 制約事項等 | 無届出、虚偽 の届出をした 場合の罰則 |
|--|-----------|---|---|---|----------------------------|
| 特定施設設置届 (法第 6 条第 1 項) | 様式 第 1 | 正 副 2 部 (添 付 書 類 を 含 む) | 地域内において、工場又は 事業場に特定施設を設置し ようとする者 | 特定施設の設置の 工事開始の日の 30 日前まで | 5 万円以下の 罰金 (法第 30 条) |
| 特定施設使用届 (法第 7 条第 1 項) | 様式 第 2 | | 新たに地域の指定が行われ た場合、地域指定以前に既 にその地域に特定施設を設 置していた者 既に指定地域とされていた が、新たに特定施設の追加 指定が行われた結果、初め て特定工場等の設置者にな った者 | 地域指定となった 日又は特定施設と なった日から 30 日 以内 | 3 万円以下の 罰金 (法第 31 条) |
| 特定施設の種 類ごとの数変 更届(法第 8 条第 1 項) | 様式 第 3 | 正 副 2 部 (添 付 書 類 を 含 む) | 特定施設の種 類ごとの数の 変更をしよう とするとき ただし、数を 減少する場合 及び 2 倍ま での特定施設 の数の増加に ついては届出 は必要ない。 | 特定施設の種 類ごとの数の 変更に係る設 置工事の 30 日前まで | 3 万円以下の 罰金 (法第 31 条) |
| 騒音の防止の 方法変更届(法 第 8 条第 1 項) | 様式 第 4 | | 騒音の防止の 方法を変更を しようとする とき ただし、騒音 の大きさの増 加を伴わない 場合は、この 限りでない。 | 騒音の防止の 変更に係る工 事開始の 30 日前まで | 3 万円以下の 罰金 (法第 31 条) |
| 氏名等(名称、 住所、所在地) 変更届(法第 10 条) (注) 1 | 様式 第 6 | 正 副 2 部 | 届出者の氏名 又は名称及び 法人にあって は、その代表 者、工場又は 事業場の名称 及び所在地に 変更があった とき。 ただし、工場 等の移転の場 合は、廃止、 新設扱いとす る。 | 変更があった 日から 30 日 以内 (ただし、新 設の場合は、 特定施設の 設置の工事開 始の日の 30 日前まで) | 1 万円以下の 過料 (法第 33 条) |
| 特定施設使用 全廃届(法第 10 条) | 様式 第 7 | | 特定施設すべ ての使用を廃 止したとき。 | 廃止をした日 から 30 日以 内 | 1 万円以下の 過料 (法第 33 条) |
| 承継届(法第 11 条第 3 項) (注) 1 | 様式 第 8 | | 特定施設を譲 り受け、又は 借り受けた者。 特定施設の届 出をした者に ついて相続、 合併又は分割 があったとき。 | 承継があった 日から 30 日 以内 | 1 万円以下の 過料 (法第 33 条) |

(2) 指定施設（長崎県未来につながる環境を守り育てる条例）

| 届出の種類 (根拠条文) | 届出 様式 | 提出 部数 | 届出義務者等 | 実施の制限等 | 無届出、虚偽 の届出をした 場合の罰則 |
|---------------------------------------|------------|-------------------------------|---|--|---|
| 指定施設設置届 (条例第 22 条) | 様式 第 3 | 正 副 2 部 (添付書類を含む) | 指定地域内において、工場又は事業場に指定施設を設置しようとする者 | 届出が受理された日から 60 日経過後でなければ設置できない (騒音・振動の指定施設は 30 日) | 第 93 条 第 94 条 第 95 条 第 97 条 |
| 指定施設既設設置届 (条例第 23 条) | 様式 第 5 | | 新たに地域の指定が行われた場合、地域指定以前に既にその地域に指定施設を設置していた者 | 指定施設となった日から 30 日以内 | 第 95 条(2) 第 96 条(1) 第 98 条(1) |
| 指定施設の種類の数(騒音の防止の方法)変更届(条例第 24 条第 2 項) | 様式 第 9 | | 指定施設の種類の数ごとの数の変更及び騒音の防止をしようとするとき。 | 届出が受理された日から 60 日経過後でなければ設置できない (騒音・振動の指定施設は 30 日) | 第 93 条 第 95 条(1) 第 96 条(2) 第 98 条(2) |
| 氏名等(名称、住所、所在地)変更届(条例第 24 条第 1 項) | 様式 第 7 | 正 副 2 部 | 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき。 | 変更があった日から 30 日以内 | 第 100 条(1) 第 101 条(1) 第 103 条(1) |
| 指定施設使用全廃届(条例第 24 条第 1 項) | 様式 第 8 | | 届出に係る指定施設の使用を廃止したとき | 廃止をした日から 30 日以内 | 第 100 条(1) 第 101 条(1) 第 103 条(1) |
| 承継届 (条例第 27 条第 3 項) | 様式 第 11 | | 指定施設を譲り受け、又は借り受けた者。特定施設の届出をした者について相続、合併又は分割があったとき。 | 承継があった日から 30 日以内 | 第 100 条(2) 第 101 条(2) 第 103 条(2) |

備考

※騒音規制法に基づく特定施設の特定施設の種類の数変更届

事業場において、既に特定施設の設置届がなされており、従来設置していなかった種類の特定施設を設置あるいは数等の変更が直前に届け出た数の 2 倍以上であれば、特定施設の数等の変更の届出が必要です。

※長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく指定施設の種類の数変更届

特定施設のように「数等の変更が 2 倍以上であれば届出が必要」の規定がないため、指定施設の種類の数等の変更をしようとする場合は、指定施設の種類の数変更届の届出が必要です。

(3) 特定建設作業（騒音規制法）

| | | | | | |
|------------------------------|----------|-------------------------------|-----------------------------------|---|---------------------|
| 特定建設作業実施届 (法第14条第1項及び第2項) | 様式 第9 | 正 副 2 部 (添付書類を含む) | 指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者 | 特定建設作業開始の日の7日前まで (第14条第1項) | 3万円以下の罰金 (法第31条) |
| | | | | 特定建設作業を災害、その他非常事態に緊急に行う場合は、速やかに届け出る。(第14条第2項) | 1万円以下の過料 (法第33条) |

備考

- ・特定施設及び指定施設に係る届出に添付する書類は次のとおりです。
 - (イ) 特定工場・事業場及びその付近の見取図
 - (ロ) 特定施設の配置図
 - (ハ) 騒音防止の方法

 - ・特定建設作業に係る届出に添付する書類は次のとおりです。
 - (イ) 工事工程表(特定建設作業の工程を明示したもの)
 - (ロ) 付近見取図

 - ・騒音規制法の規定による届出書並びにその添付書類の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び光ディスク提出書^{(注)1}を提出することによって行うことができます。

 - ・(注) 1:氏名(名称、住所、所在地)変更届、承継届及び光ディスク提出書は大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び振動規制法等と同一の様式で届けることができます。

 - ・届出様式は長崎市環境部環境政策課のホームページからダウンロードすることができます*。
- ※http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/170000/178000/p004030_d/fil/sou_sin9.doc

別表 1

騒音規制法に定める特定施設

1 金属加工機械

- イ) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る)
- ロ) 製管機械
- ハ) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る)
- ニ) 液圧プレス(矯正プレスを除く)
- ホ) 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る)
- ヘ) せん断機(原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る)
- ト) 鍛造機
- チ) ワイヤフォーミングマシーン
- リ) ブラスト(タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く)
- ヌ) タンブラー
- ル) 切断機(といしを用いるものに限る)

2 空気圧縮機及び送風機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る)

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る)

4 織機(原動機を用いるものに限る)

5 建設用資材製造機械

- イ) コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る)
- ロ) アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る)

6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る)

7 木材加工機械

- イ) ドラムバーカー
- ロ) チッパー(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る)
- ハ) 碎木機
- ニ) 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る)
- ホ) 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る)
- ヘ) かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る)

8 抄紙機

9 印刷機械(原動機を用いるものに限る)

10 合成樹脂用射出成形機

11 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る)

別表 2

騒音規制法に定める特定建設作業

- 1 くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る)
- 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)
- 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m³以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)
- 6 バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る)を使用する作業
- 7 トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る)を使用する作業
- 8 ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る)を使用する作業

別表 3

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設

- 1 冷凍機(原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る)
- 2 クーリングタワー(原動機の定格出力が 0.75kw 以上のものに限る)
- 3 板金作業又は製缶作業を行なう作業場
- 4 鉄骨又は橋梁の組立て作業場(現場作業を除く)

備考

- ① 圧縮機:騒音規制法では空気圧縮機及び送風機と規定されるが、振動規制法では圧縮機と規定されているため、送風機については騒音規制法のみであり、空気圧縮機は騒音振動の両方にかかり、それぞれ届出が必要となる。
- ② クーリングタワー:冷却塔ともいう。冷却水を捨てずに、何回も繰り返して循環使用できる役目を果たす装置。クーリングタワーには送風機が設けられており、その原動機の定格出力が 7.5 kw 以上であれば騒音規制法の特定施設となり、0.75kw 以上 7.5 kw 未満であれば長崎県未来につながる環境を守り育てる条例の指定施設となる。
- ③ 冷凍機:冷媒を利用し、熱を冷却するための熱源設備(ヒートポンプ式を含む。)
- ④ 特定建設作業については、ハンドブレイカー、電動ピックもさく岩機を使用する作業に該当し、規制対象となるので届出が必要である。
- ⑤ 1馬力は 0.7457kw(英馬力・1hp)として取扱う。

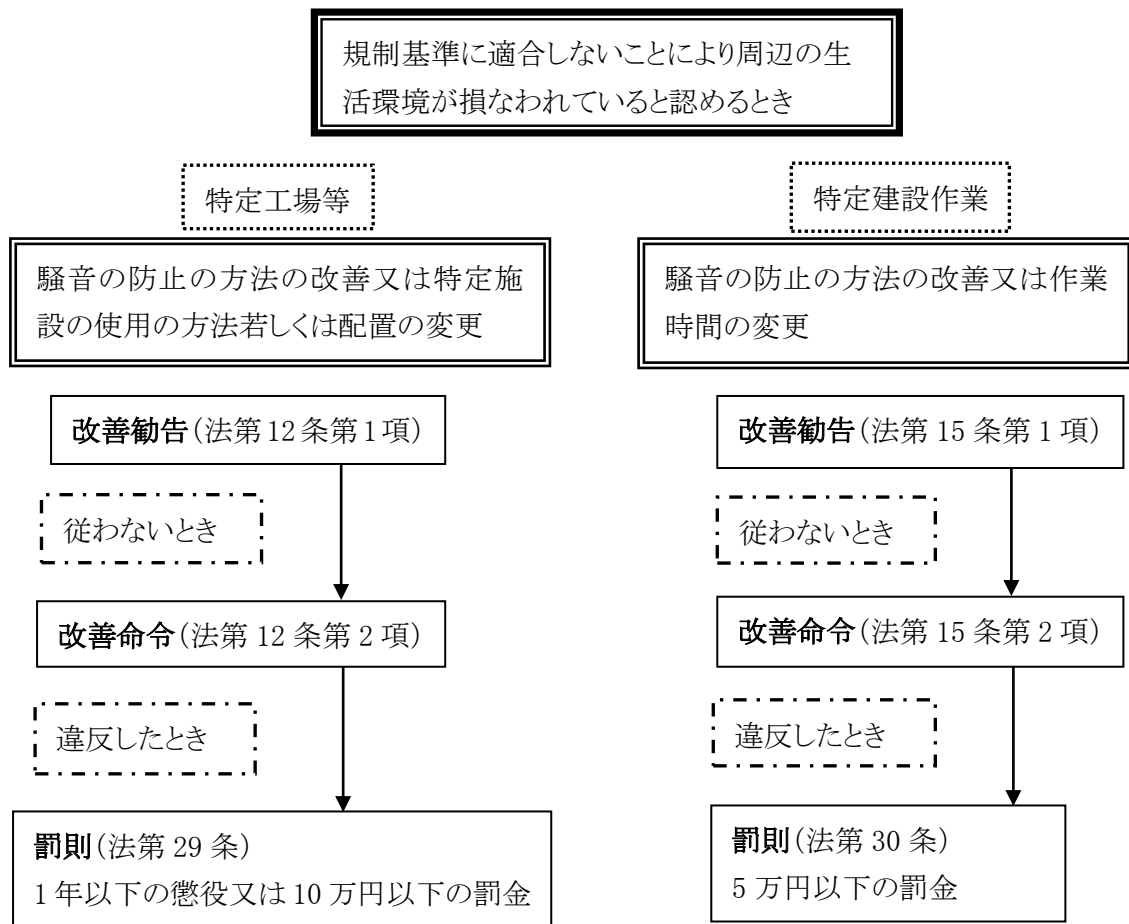
6 行政処分と罰則について

騒音防止に係る命令や届出義務に違反した者は、騒音規制法及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例により罰金又は懲役に処せられることがあります。

(1) 騒音規制法

計画変更勧告(第10条)

特定施設の設置の届出又は数等の変更の届出があった場合に、届出事項を審査し、規制基準に適合しないことにより、その生活環境を損なうおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することがあります。



罰則(法第31条)

市町村長の行う報告の徴収、立入検査について違反行為をした者は3万円以下の罰金

罰則(法第32条)

過料に処せられる違反以外の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、両罰規定により、その法人等に対して、各本条の罰金(各本条:法第29条から法31条)

(2) 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例

計画変更命令等(条例第 25 条)

特定施設の設置の届出又は種類ごとの数(騒音の防止の方法)の変更届出があった場合に、届出事項を審査し、規制基準に適合しないと認めるときその生活環境を損なうおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に騒音の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更及び廃止を命ずることがあります。

違反したとき

罰則(条例第 89 条)

1年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金

違反したとき

改善命令等(条例第 29 条第1項)

指定施設(工場・事業場)から規制基準に適合しない騒音を発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、指定施設の構造、配置、使用の方法、防止の方法の改善又は使用の一時停止を命ずることがあります。

停止命令等(条例第 39 条)

第 33 条又は第 36 条から前条までの規定に違反する行為があると認めるときは、その行為者に対し当該違反する行為の停止、施設の改善、防止の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。

違反したとき

罰則(条例第 92 条)

6月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金

罰則(条例第 98 条第 3～4 号)

立入調査の際、虚偽の報告、検査を拒み、妨げ、忌避した者は3万円以下の罰金

罰則(条例第 99 条)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第 87 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金(各本条:条例第87条～条例第 98 条)

7 自動車騒音の要請限度

- (1)「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成 12 年 3 月 2 日総令 15)

等価騒音レベル(LAeq) 単位: dB(A)

| 区 域 の 区 分 | 時 間 の 区 分 | |
|---|-----------|-----|
| | 昼 間 | 夜 間 |
| a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域 | 65 | 55 |
| a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 | 70 | 65 |
| b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75 | 70 |

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう)に係る限度は上表にかかわらず、下表のとおりとする。

| 昼 間 | 夜 間 |
|-----|-----|
| 75 | 70 |

「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道、道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

- (2)長崎市の自動車騒音の限度に係る地域

| | |
|------|---|
| a 区域 | 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 |
| b 区域 | 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 |
| c 区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 |

- (3)自動車騒音の測定方法

- 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物が存している場合には道路の敷地の境界線上において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において、測定を行う高さは当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。
- 騒音の評価方法は、等価騒音レベル(LAeq)によるものとする。
- 騒音の測定方法は、原則として、日本工業規格 JIS Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとする。
- 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

8 騒音に係る環境基準

「環境基本法第 16 条に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準」(平成 10 年 9 月 30 日 環告 64)
(一般地域) 等価騒音レベル(LAeq)

| 地域の種類 | 時間の区分 | |
|--------|----------------|----------------|
| | 昼間(6:00~22:00) | 夜間(22:00~6:00) |
| AA | 50 デシベル以下 | 40 デシベル以下 |
| A 及び B | 55 デシベル以下 | 45 デシベル以下 |
| C | 60 デシベル以下 | 50 デシベル以下 |

(注) 1 AA をあてはめる地域とは、療養施設が集中して設置される地域など、特に静穏を要する地域。

2 A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域。

3 B をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域。

4 C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

(道路に面する地域) 等価騒音レベル(LAeq)

| 地域の区分 | 時間の区分 | |
|--|----------------|----------------|
| | 昼間(6:00~22:00) | 夜間(22:00~6:00) |
| A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | 60 デシベル以下 | 55 デシベル以下 |
| B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち 1 車線を有する道路に面する地域 | 65 デシベル以下 | 60 デシベル以下 |

(注)車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定幅員を有する車道部分をいう。

(幹線交通を担う道路に近接する空間) 等価騒音レベル(LAeq)

| 昼間(6:00~22:00) | 夜間(22:00~6:00) |
|--|----------------|
| 70 デシベル以下 | 65 デシベル以下 |
| 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。 | |

(注) 幹線交通を担う道路とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道、道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

(新幹線鉄道騒音に係る環境基準)

| 地域の類型 | 基準値 |
|-------|--------------|
| I | 70 デシベル(A)以下 |
| II | 75 デシベル(A)以下 |

(注)I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

9 主な騒音対策について

(1) 工場・事業場等

| 分類 | 対策方法 |
|----------|---|
| 送風機 | 吸音材を内張した吸音ダクトを設置し吸音及び消音する。 膨張型や共鳴型の消音器を設置し消音する。 ベアリングやファンベルトを修理する。 |
| 冷凍機(室外機) | 防音壁などを設置し遮音する。 熱交換用の開口部を設けた吸音材内張のボックスなどでエンクロージングする。 送風部に吸音材内張のサイレンサーを設置し吸音及び消音する。 |
| クーリングタワー | 送風部に吸音材内張のサイレンサーを設置し吸音及び消音する。 ベアリングやファンベルトを修理する。 ルーバー側の向きを変更する。 |
| 空気圧縮機 | 機械室に吸音材を内張りし吸音する。 機械室の内壁に面密度の大きい材料を使用し遮音する。 吐出口にサイレンサーを設置する。 |

(2) 建設作業等

| 分類 | 対策方法 |
|-----------|---|
| くい打機・くい抜機 | 防音シートや矢板などを設置し遮音する。 アースオーガーを併用する。 ハンマー部の打撃力を変更する。 深礎工法やモルタル注入法を検討する。 |
| さく岩機 | 防音シートや矢板などを設置し遮音する。 ブレーカー部に防音シート等を巻き付ける。 膨張剤(ブライスター)の使用や芹矢打ち工法により研り工事を減らす。 ニブラーやリップパーを使用し研り工事を減らす。 小割を減らす。 小型のバックホウに切り替える。 |

(3) その他

| 分類 | 対策方法 |
|---------|---|
| 自動車交通騒音 | 防音壁を設置する。 低騒音舗装(排水性舗装)を施工する。 凹凸部のオーバーレイやグレーチングの修理を行う。 |

| | |
|--------|---|
| カラオケ騒音 | カラオケ機器のボリュームの制限を設ける。 部屋の開口部を塞ぐ。 スピーカーの位置を変更する。 部屋の内壁に吸音材や遮音材を施工する。 周波数の構成を変更する。 |
|--------|---|

(4) 主な吸音材料の種類

| 分類 | 対策方法 |
|--------|-------------------------------------|
| 多孔質材料 | グラスウール、ロックウール、スラグウール、木毛セメント板、発泡樹脂材料 |
| 孔あき板材料 | 孔あき石膏ボード、孔あき合板、孔あきハードボード、孔あき鉄板 |
| 板状材料 | 合板、石膏ボード、ハードボード、金属板 |

10 よく使用する騒音レベルの計算式

(1) デシベル計算式

- ① デシベルの和: $\Sigma L = 10 \log \Sigma (10^{(Ln/10)})$
- ② デシベルのパワー平均: $L = 10 \log \Sigma (10^{(Ln/10)}) - 10 \log(n)$
- ③ 距離減衰: $SPL_2 = SPL_1 - 20 \log(r_2/r_1)$ (点音源)
- ④ パワーレベル関係式: $SPL = PWL - 20 \log(r) - 8$ (半自由空間)
- ⑤ 暗騒音補正: $LE = 10 \log(10^{(L/10)} - 10^{(L_0/10)})$ (L_0 :暗騒音)

(2) 塀による減音の計算式

- ① 行路差: $\delta = A + B - d$
- ② フレーネル数: $N = \delta f / 170$
- ③ 減音量: $19.32 \log((\sqrt{2\pi N}) / (\tanh(\sqrt{2\pi N}))) + 5.7$ (近似式)

(3) 透過損失の計算式

- ① 透過損失: $TL = 18 \log(Mf) - 44$ (M:面密度)

(4) 吸音の計算式

- ① 吸音力: $A = \alpha S$
- ② 平均吸音率: $\alpha = \Sigma(\alpha_n / S_n) / \Sigma S_n$
- ③ 室定数: $R = \alpha S / (1 - \alpha)$

(5) 遮音の計算式

- ① 室内音源: $SPL = PWL - TL + 10 \log(S/A) + 10 \log(1/2\pi L^2)$
- ② 室外音源: $SPL = PWL - TL + 10 \log(S/A) + 10 \log(1/2\pi L^2)$

(6) 消音の計算式

- ① 消音器透過損失: $TL = 10 \log(1 + (((m-1)/m)^2 / 4) (\sin(kl))^2)$ ($k = 2\pi f/c$ $m = S_2/S_1$)

11 低周波音について

(1) 低周波音の定義

周波数の低い騒音のことであり、1～100Hz の程度の範囲を対象とします。このうち、1～80Hz の音を低周波音として評価し、また耳に聞こえない1～20Hz の音を超低周波音と呼びます。

1～20Hz の超低周波音の人体感覚を評価するために周波数補正が行われますが、この周波数補正特性をG特性と呼びます。

(2) 低周波音の発生機構

- ① 平板の振動によるもの：大型の振動ふるい、道路橋、溢水ダムの水流など
- ② 気流の脈動によるもの：空気圧縮機、真空ポンプ等の圧縮膨張による容積変動
- ③ 気体の非定常励振によるもの：大型送風機の翼の旋廻失速やシステムのサージング、振動燃焼など
- ④ 空気の急激な圧縮、開放によるもの：発破、鉄道トンネルの高速での列車突入など

(3) 低周波音の発生源

送風機、往復式圧縮機、ディーゼル機関、真空ポンプ、振動ふるい
 燃焼装置(ボイラー、加熱炉、電気炉、ロータリーキルン、キューボラなど)
 ジェットエンジン、ヘリコプター、機械プレス、橋梁、鉄道トンネル、
 治水施設(ダム、堰堤など)、発破、ガスエンジン、変圧器

(4) 低周波音の影響

(5) 低周波音苦情への対応のための参照値

① 物的苦情に関する参照値

| | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|----|-----|----|----|------|----|----|----|------|----|----|
| 1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz) | 5 | 6.3 | 8 | 10 | 12.5 | 16 | 20 | 25 | 31.5 | 40 | 50 |
| 1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB) | 70 | 71 | 72 | 73 | 75 | 77 | 80 | 83 | 87 | 93 | 99 |

② 心身に係る苦情に関する参照値 G 特性音圧レベル $L_G=92$ dB

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------|----|------|----|----|----|------|----|----|----|----|
| 1/3 オクターブバンド 中心周波数(Hz) | 10 | 12.5 | 16 | 20 | 25 | 31.5 | 40 | 50 | 63 | 80 |
| 1/3 オクターブバンド 音圧レベル(dB) | 92 | 88 | 83 | 76 | 70 | 64 | 57 | 52 | 47 | 41 |

(6) 低周波音の規制について

現在、低周波音については、法的な規制基準は定められておりません。

(Ⅱ) 振動規制について

1 振動の規制地域について

工場や事業場、建設作業の振動から住民の生活環境を守るために、長崎市長は振動規制法に基づき振動について規制する地域(規制地域)を指定しています。長崎市の場合は工業専用地域を除くすべての市街化区域が規制地域になっています。

(1) 規制地域

| | |
|-------|---|
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 |
| 第2種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 |

2 振動の規制対象について

| | 対象施設 | 政令定める施設 | 振動の測定地点 |
|-----|--------|-----------------|---------|
| (1) | 特定施設 | 別表1(振動規制法による規制) | 敷地の境界線 |
| (2) | 特定建設作業 | 別表2(振動規制法による規制) | |

3 振動の規制基準について

規制地域を第1種と第2種の区域に区分し、守るべき規制基準を次のように設定しています。

(2) 規制基準

| 時間の区分 区域の区分 | 昼間 (8:00~20:00) | 夜間 (20:00~8:00) |
|----------------|--------------------|--------------------|
| | 第1種区域 | 60 デシベル |
| 第2種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |

備考

振動レベルの決定方法

- 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値(L10)とする。

(3) 特定建設作業の規制基準

| | | 区域 区分 | くい打機 くい抜機 | 鋼球 | 舗装版破碎機 | ブレーカー |
|---|----------|----------|---------------------|----|--------|-------|
| A | 基準値 | ①② | 75 デシベル | | | |
| B | 作業 時刻 | ① | 午後7時～午前7時の時間内でないこと | | | |
| | | ② | 午後10時～午前6時の時間内でないこと | | | |
| C | 作業 時間 | ① | 1日10時間を超えないこと | | | |
| | | ② | 1日14時間を超えないこと | | | |
| D | 作業 期間 | ① | 連続して6日を超えないこと | | | |
| | | ② | 連続して6日を超えないこと | | | |
| E | 作業日 | ①② | 日曜日その他の休日でないこと | | | |

備考:

①第1号区域:

- イ) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
- ロ) 第2号区域にある学校、保育所、病院・診療所(入院施設を有するもの)、図書館、特別擁護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

②第2号区域:工業地域(第1号区域のロを除く)

- ・ 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線における値である。
- ・ 適応除外作業

- | | 適応除外作業 |
|--|---------|
| (イ) 災害・非常事態による作業 | B C D E |
| (ロ) 人の生命又は身体に対する危険の防止作業 | B C D E |
| (ハ) 鉄道の正常運行の確保に必要な作業 | B E |
| (ニ) 道路法に基づく道路占用許可条件が夜間、休日指定の場合 | B E |
| (ホ) 道路交通法に基づく道路使用許可条件が夜間、休日指定の場合 | B E |
| (ヘ) 変電所工事で休日に行う必要がある場合 | E |

4 特定施設・特定建設作業の届出義務について

指定地域内において工場又は事業場に特定施設、指定施設を設置、変更、廃止、承継しようとする者は、下表のとおり市長に届け出なければなりません。

(1) 特定施設（振動規制法）

| 届出の種類 (根拠条文) | 届出 様式 | 提出 部数 | 届出義務者等 | 制約事項等 | 無届出、虚偽 の届出をした 場合の罰則 |
|--|----------|---|--|------------------------------|---------------------------|
| 特定施設設置届 (法第6条第1項) | 様式 第1 | 正 副 2 部 (添 付 書 類 を 含 む) | 指定地域内において、工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者 | 特定施設の設置の工事開始の日の30日前まで | 30万円以下の罰金 (法第26条) |
| 特定施設使用届 (法第7条第1項) | 様式 第2 | | 新たに地域の指定が行われた場合、地域指定以前に既にその地域に特定施設を設置していた者 既に指定地域とされていたが、新たに特定施設の追加指定が行われた結果、初めて特定工場等の設置者になった者 | 地域指定となった日又は特定施設となった日から30日以内 | 10万円以下の罰金 (法第27条) |
| 特定施設の種別及び能力ごとの数変更届 特定施設の使用の方法変更届 (法第8条第1項) | 様式 第3 | | 特定施設の種別及び能力ごとの数を又は使用の方法の変更の場合。 ただし、種別及び能力ごとの数を増加しない場合若しくは使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合はこの限りでない。 | 特定施設の種別ごとの数の変更に係る設置工事の30日前まで | 10万円以下の罰金 (法第27条) |
| 振動の防止の変更 (法第8条第1項) | 様式 第4 | | 振動の防止の方法を変更しようとするとき ただし、振動の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。 | 振動の防止の変更に係る工事開始の30日前まで | 10万円以下の罰金 (法第27条) |
| 氏名等変更届(法第10条) (注)1 | 様式 第6 | 正 副 2 部 | 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者、工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき。 ただし、工場等の移転の場合は、廃止、新設扱いとする。 | 変更があった日から30日以内 | 3万円以下の過料 (法第29条) |
| 特定施設使用全廃止 (法第10条) | 様式 第7 | 正 | 特定施設すべての使用を廃止したとき。 | 廃止をした日から30日以内 | 3万円以下の過料 (法第29条) |
| 承継届(法第11条第3項) (注)1 | 様式 第8 | 副 2 部 | 特定施設を譲り受け、又は借り受けた者。 特定施設の届出をした者について相続、合併又は分割があったとき。 | 承継があった日から30日以内 | 3万円以下の過料 (法第29条) |

- (2) 指定施設(長崎県未来につながる環境を守り育てる条例)
現在のところ、振動に係る指定施設に該当する施設はありません。
- (3) 特定建設作業(振動規制法)

| | | | | | |
|------------------------------|------|-------------------|-----------------------------------|---|---------------------|
| 特定建設作業の実施 (法第14条第1項及び第2項) | 様式第9 | (正副2部 添付書類を含む) | 指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者 | 特定建設作業開始の日の7日前まで (第14条第1項) | 3万円以下の罰金 (法第31条) |
| | | | | 特定建設作業を災害、その他非常事態に緊急に行う場合は、速やかに届け出る。 (第14条第2項) | 1万円以下の過料 (法第33条) |

備考

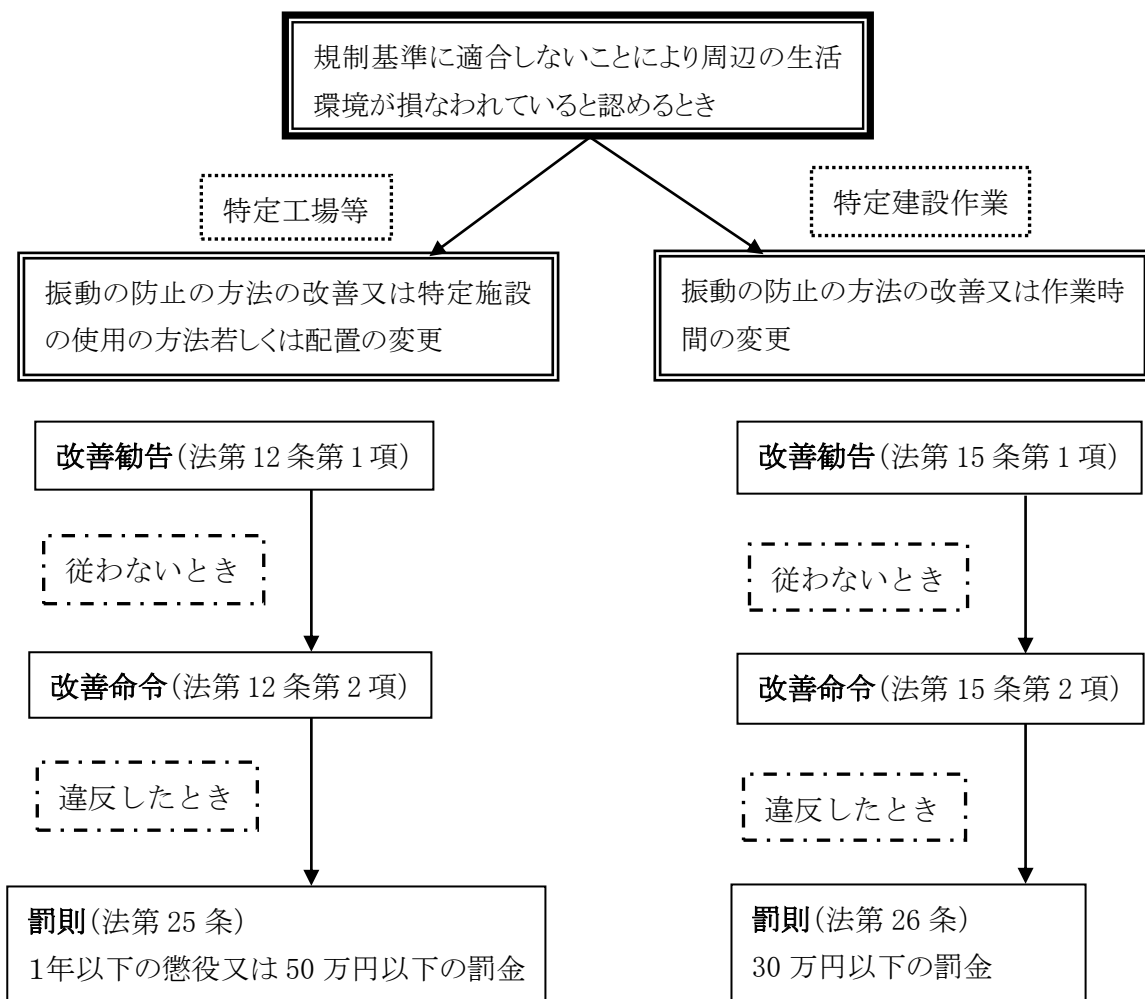
- ・特定施設及び指定施設に係る届出に添付する書類は次のとおりです。
 - (イ) 特定工場・事業場及びその付近の見取図
 - (ロ) 特定施設の配置図
 - (ハ) 振動防止の方法
- ・特定建設作業に係る届出に添付する書類は次のとおりです。
 - (イ) 工事工程表(特定建設作業の工程を明示したもの)
 - (ロ) 付近見取図
- ・振動規制法の規定による届出書並びにその添付書類の提出については、当該届出書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び光ディスク提出書^{(注)1}を提出することによって行うことができます。
- ・(注)1:氏名(名称、住所、所在地)変更届、承継届及び光ディスクは大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び騒音規制法等と同一の様式で届けることができます。
- ・届出書を騒音規制法による届出書と同時に提出する場合、添付書類が同一のときは振動に関する届出書にその旨を記載し、添付書類を省略することができます。
- ・届出様式は長崎市環境政策課のホームページからダウンロードすることができます。

5 行政処分と罰則について

振動防止に係る命令や届出義務に違反した者は、振動規制法により罰金又は懲役に処せられることがあります。

計画変更勧告(法第9条)

特定施設の設置の届出又は数等の変更の届出があった場合に、届出事項を審査し、規制基準に適合しないことにより、その生活環境を損なうおそれがあると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に振動の防止の方法又は特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することがあります。



罰則(法第27条)

市町村長の行う報告の徴収、立入検査について違反行為をした者は10万円以下の罰金

罰則(法第28条)

過料に処せられる違反以外の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、両罰規定により、その法人等に対して、各本条の罰金(各本条:第25条から27条)

別表1

振動規制法に定める特定施設

- 1 金属加工機械
 - イ) 液圧プレス(矯正プレスを除く)
 - ロ) 機械プレス
 - ハ) せん断機(原動機の定格出力が1kw以上のものに限る)
 - ニ) 鍛造機
 - ホ) ワイヤフォーミングマシーン(原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る)
- 2 圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る)
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る)
- 4 織機(原動機を用いるものに限る)
- 5 コンクリートブロックマシーン(原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る)
- 6 木材加工機械
 - イ) ドラムバーカー
 - ロ) チッパー(原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る)
- 7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る)
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る)
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳造型機(ジヨルト式のものに限る)

別表2

振動規制法に定める特定建設作業

- 1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)
- 4 ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)

6 道路交通振動の要請限度

(1) 要請限度

単位: dB

| 区域の区分 | 時 間 の 区 分 | |
|-------|----------------|----------------|
| | 昼間(8:00~20:00) | 夜間(20:00~8:00) |
| 第1種区域 | 65 | 60 |
| 第2種区域 | 70 | 65 |

(2) 長崎市の道路交通振動の要請限度に係る地域

| | |
|-------|---|
| 第1種区域 | 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 |
| 第2種区域 | 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 |

(3) 道路交通振動の測定方法

- 1 振動の測定の場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 2 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日において、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- 3 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ) 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている固い場所
 - ロ) 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ) 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
- 4 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値(L10)を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。
- 5 距離減衰

$$L_r = L_{r0} - 20 \log(r/r_0)^n - 8.7 \alpha (r - r_0)$$

| | | |
|-----------|----------------|-----------|
| 幾何減衰定数(n) | 表面波 | 0.5 |
| | 無限体を伝わる実体波 | 1 |
| | 半無限自由表面を伝わる実体波 | 2 |
| 内部減衰定数(α) | 粘土 | 0.02~0.01 |
| | 砂・シルト | 0.03~0.02 |

6 暗振動補正

| 指示値の差(dB) | 補正值(dB) |
|-----------|---------|
| 3 | 3 |
| 4~5 | 2 |
| 6~9 | 1 |

(Ⅲ) 公害防止管理者制度について

製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する工場の内、下表の施設を有するものを特定工場と呼び、公害防止管理者を選任しなければなりません。

| 公害発生施設の区分 | 管理者の種類 | 資格者の種類 |
|---|----------------------|--|
| カドミウム・その化合物、塩素・塩化水素、ふっ素・ふっ化けい素、又は、鉛・その化合物を含むばい煙を発生する施設(大気関係有害物質発生施設)で排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上の工場に設置されるもの | 大気関係第1種 公害防止管理者 | 大気関係第1種 |
| 大気関係有害物質発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満の工場に設置されるもの | 大気関係第2種 公害防止管理者 | 大気関係第1・2種 |
| 大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上の工場に設置されるもの | 大気関係第3種 公害防止管理者 | 大気関係第1・3種 |
| 大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満の工場に設置されるもの(1万m ³ 未満を除く) | 大気関係第4種 公害防止管理者 | 大気関係第1～4種 |
| 水質関係有害物質発生施設で排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの | 水質関係第1種 公害防止管理者 | 水質関係第1種 |
| 水質関係有害物質発生施設で排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場又は特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されるもの | 水質関係第2種 公害防止管理者 | 水質関係第1・2種 |
| 水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの | 水質関係第3種 公害防止管理者 | 水質関係第1・3種 |
| 水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場に設置されるもの(1千m ³ 未満を除く) | 水質関係第4種 公害防止管理者 | 水質関係第1～4種 |
| 機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限り)、鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマーに限り) | 騒音関係 公害防止管理者 | 騒音・振動関係 |
| 特定粉じん(石綿)発生施設 | 特定粉じん関係 公害防止管理者 | 大気関係第1～4種 特定粉じん関係 |
| 一般粉じん(石綿以外のもの)発生施設 | 一般粉じん関係 公害防止管理者 | 大気関係第1～4種 特定粉じん関係 一般粉じん関係 |
| 液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限り)、機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限り)、鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマーに限り) | 振動関係 公害防止管理者 | 騒音・振動関係 |
| ダイオキシン類発生施設(廃棄物焼却炉関係、PCB処理施設関係、下水道終末処理施設、公共用水域排出処理施設以外) | ダイオキシン類関係 公害防止管理者 | ダイオキシン類関係 |
| 排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上、かつ、排出水量が1日当たり1万m ³ 以上のばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置する工場 | 公害防止主任 管理者 | 公害防止主任管理 者、大気関係第1種も しくは第3種かつ水質 関係第1種もしくは第 3種 |

(注) 常時使用する従業員の数が20人を超える場合は公害防止統括者を選任します。

複数の工場における公害防止管理者の兼務が可能な場合があります。

公害防止主任管理者は選任が免除される場合があります。

騒音・振動規制のしおり

令和4年(2022年)12月 改訂版

制作・発行 長崎市環境部環境政策課